

## IMF・IBRD等の

### 年次総会の模様

国際通貨基金、国際復興開発銀行(以下世銀という)および世銀傘下機関(IFCとIDA)の本年の年次総会は、9月27日から10月1日まで、ワシントン市のシェラトンパークホテルで開催された。またこれと並行して一般借入取決め(GAB)参加10か国の蔵相会議、同代理会議なども開催された。

今年年次総会の焦点は合同会議におけるデレッサ議長(エチオピア蔵相)の開会演説でも指摘されたように、国際通貨改革の問題と後進国開発援助の問題とであった。

#### 国際通貨改革問題

国際通貨改革の問題については、10か国蔵相会議のコミュニケで今後の討議の進め方について一応のスケジュールが示されるなどかなり大きな発展がみられた。同コミュニケの内容および会議席上明らかにされた各国の発言などについて、概観してみよう。

##### (1) 10か国蔵相会議の決定

10か国蔵相会議は9月27日開催され、GAB延長問題について正式に態度を決めたほか、国際通貨改革問題の今後の進め方について、以下のような決定を行なった。コミュニケの内容は、その表現にかなりあいまいな点があるが、ともかくこれによって問題が従来の「検討」の段階から「交渉」の段階に移ったということ、また莫然とはしているが、将来の国際会議的なものへの展望を示している点は注目される。

イ. 将来、国際準備の必要量確保のため、不慮の事態に対処する計画(準備資産の創出に関する取決めを含む)の立案を可及的すみやかに行なうこと。

ロ. その第1段階として蔵相代理会議において政治折衝を開始すること。なおこの討議にはIMF、OECD、BIS関係者を参加させる。

ハ. 蔵相代理会議の進捗状況および合意の範囲を明年春、蔵相会議に報告させる。

ニ. 将来の改革の方向について基本線に関する合意が成立した後、より広い基盤で国際的討議の場を求め最後取決めの実現に努めること。

ホ. ニに関して望ましい合意に達するため、蔵相代理会議の審議とIMF理事会の審議とを共通の目的に向かって協同させる(明年中に蔵相代理会議がIMF専務理事と協議してそのための手順を決める)。

##### (2) 総会における10か国グループ各国の発言要旨

10か国蔵相会議の決定でも明らかなように国際通貨制度の改革が必要であることと、その討議が今や技術的段階を終わり政治折衝の段階にはいるべきこと(米、英、西ドイツ、イタリア)については広い意見の一致がみられたが、具体的な改革の方向、そのタイムテーブルや審議の進め方については、予想されたようになり大きな意見の懸隔がみられた。

##### (問題の所在)

当面、国際流動性が不足していないことについては主要国の意見が一致している。

しかし、近い将来に流動性が不足するかどうかの問題については、①米国、スウェーデンなどが米国の国際収支均衡に伴う流動性不足発生の懸念を述べたのに対し、②欧州大陸諸国の多くからは現下の世界的インフレ圧力にかんがみても米国の国際収支改善により流動性が不足するとは考えられず(フランス、西ドイツ、オランダ)、もし流動性が不足するとすればそれは米国の国際収支赤字継続→ドルの信認低下→各国ドル保有残高の金への兌換という連鎖反応によるものである(イタリア、オランダ等)という考え方が表明された。

### (基本的な対策)

上記のような現状認識の相異がそのまま対策の相異となって現われている。すなわち、欧州大陸諸国は、まず第1に米国が早急に国際収支を均衡させ、再び過去に見られたような継続的かつ大規模の赤字を繰り返さないことが国際通貨制度進展の大前提であるとし、米国の努力を要請するとともに、多角的サーベイランス(multilateral surveillance)の強化を主張した(イタリア、西ドイツ等)。なおフランスは準備通貨の役割を低下させることが、国際通貨制度の基本目的でなければならぬと主張したが、このような極端な意見には欧州大陸諸国をも含めほとんどこれを支持する意見はみられなかった。

一方、米国代表は米国の国際収支赤字是正策の有効性と均衡達成についての米当局の強い決意とを再確認し、国際収支の均衡達成については黒字国の責任も重大であることを強調した。なお調整過程の進行を余り急激に行なえば国際的に悪影響が大きいとの意見が米国、英国、スウェーデンなどから述べられている。もちろんこのような米国の立場からすれば、米国の国際収支が均衡した後の流動性不足が問題であり、これに対処するための新準備資産創出ということが国際通貨改革の目標ということになる。

#### (新準備資産の創出について)

##### (1) 新準備資産創出のメカニズム

新準備資産創出を中心とした国際通貨制度改革について国際的な合意に到達すべく、10か国グループが政治折衝にはいることは前記のように蔵相会議で決定された。この討議の進め方については当面10か国で行なうが、IMFと協力しつつ行なうのが望ましいとの意見が多かった(米国、英国、カナダ、イタリア)。なお、フランスは10か国グループにスターリング圏とフラン圏の他の国々も討議に加えることを示唆しているが、これは

後述するような後進国の不満に応えるためのセスチュアとみるべきであろう。国際通貨制度改革の時期について、日本やカナダなどは可及的すみやかな決定が必要であるとの態度を示しているが、イタリア、オランダなど欧州大陸諸国は交渉にはすぐはいるにしても無理に早急に合意に達する必要はないと述べている。

##### (2) 新準備資産の性格

新準備資産は保有準備(owned reserve)でなければならぬとの主張も行なわれた(フランス、オランダ)が、無条件で使用可能でありさえすれば対IMF債権でもさしつかえないとの意見(イタリア)もみられる。またこのような具体的な問題を論ずるのは時期尚早であるという主張もなされた(西ドイツ)。しかし、いずれにせよこの新準備資産が金および準備通貨と両立するもので、準備通貨が従来果たしていた役割を変えるものであってはならないという点ではフランス以外の大多数の国の意見が一致している。

なお、新準備資産は保有するための流動資産(liquidity to hold)であって、後進国が必要とする資本とは別個のものであり、したがって準備資産の創出と後進国援助とを結びつけて行なうことはできないというのが先進国のほぼ一致した意見であったとみられる。

##### (3) 創 出

新準備資産の価値を維持する責任は結局先進国が負うべきものであり、したがって創出にあたってはこれらの国のみがその決定にあたるべきであるというのが西ドイツ、イタリア、オランダなど欧州大陸諸国の主張であって、IMFを中心に後進国にも発言権を与えようという米国、英国、カナダなどと対立している。なお議決方法について、IMF中心主義をとる国々は加重多数決を予想しているが、グループ主義をとる場合にも全員一致を主張したのはフランスのみであった。な

お、イタリアは事実上は全会一致の原則をとることを恐れることはないが規定上はGABの場合と同様な加重多数決が適当であろう、と述べて注目された。

#### (4) 配分と利用

新準備資産の配分について金との結び付きを重視すべきであるというフランスの主張に対しては、それが不公平でありまた金選好を助長するので望ましくないとの意見が強い(イタリア、英国等)。なお、フランスは配分の基準を金のみではなく、他の要素たとえば後進国援助の実績なども考慮に入れることを提案している。これはフラン圏諸国をかかえた自国の立場を有利化するとともに、後進国の反感を緩和しようとする努力であるとみられる。

他方、新資産の利用を金と結びつけるというフランスの主張に対しては米国はじめ反対が多い。この点についてイタリアは、金との結び付きを全く否定するものではないが、むしろ対外資産準備総額に対する保有比率を基準にする方が好ましいと述べて注目された。

#### (5) その他

フランスは準備資産創出のメカニズム検討と並行して一次産品輸出国への経済援助も検討することを提案し、一部フラン圏諸国がこれを支持した。

#### (国際通貨制度改革に関するその他の提案)

(1) 各国の金選好による国際金融制度の混乱をさけるため、主要国の対外準備資産の構成を平準化することが望ましいとの主張が欧州主要国によって行なわれた(イタリア、オランダ)。

(2) 改革は現行制度を基礎に漸進的に行なうことが望ましく(日本、イタリア、スウェーデン)、スワップ、ローザ・ボンドなど従来行なわれてきた国際協力はますます拡張強化すべきである(米国、イタリア、ベルギー、スウェーデン)との意見が

強かった。

(3) イタリアはポンド債務の長期棚上げが必要と、述べて注目された。

#### (3) その他の国の発言要旨

国際通貨改革問題に関する以上のようなGAB参加10か国の発言に対し、その他の国々はあげて、この問題が全加盟国の関心事である旨を強調し、改革の討議には後進国の発言を認むべきであると主張した。また豪州やインドはたとえ形式上はIMFで最終議決をする場合にも、実質的には先進国間で合意が成立しており、IMFが単なる同意機関に随することは許せないという強硬な発言を行なっている。

しかしながら、このような発言の中にも、IMFが先進工業国の私物化している(ナイジェリア、ギニア)、また10か国グループがIMFの事実上の安全保障理事会として策動している(フィリピン)、などという「先進国の横暴」を正面から批判する低開発国の主張と、準備資産創出に参加する国は責任を負う能力のある国でなければならぬことを認めつつ、その責任を負う意思も能力もある国を除外することに反対する国(オーストリア、豪州等)とではかなりのニュアンスの差がみられる。

準備資産の創出と後進国援助問題との関係についても、オーストリアやギリシアは理論的に両者は別個のものであるという立場を示したが、多くの後進国は両者の結びつきを強調し、一部の国はIMFのスペシャルオペレーションによる世銀債への投資案(イラン、アルジェリア、イスラエル)、一次産品輸出国援助を流動性増加と結びつけて考える案(ダホメ、アルジェリア)などに言及している。

なお、流動性不足は世界経済の不況をもたらすし、結局後進国がそのしわ寄せを受けること、すでに米国の資本流出抑制措置が後進国に悪影響を

及ぼしていることなどを述べた国も多かった(ギリシア、豪州、ニュージーランド、フィリピン、トリニダッド＝トバゴ)。

またラテン・アメリカ諸国が国際流動性問題を独自の立場から検討するため専門委員会を設けたと発言し注目された。

#### (4) IMFシュバイツァー専務理事の演説

この間、シュバイツァー専務理事は開会当日と最終日とに演説し、国際流動性の問題を討議する場としてはIMFが最も適当であることを力説した。

すなわち、「国際流通制度の問題はIMFのすべての加盟国にとってきわめて大きな関心事である」したがって100か国以上が加盟し、多くの資産と責任とを有し、また国際金融上、他にかけがえのない経験を持つIMFこそ国際通貨制度を討議すべき場所である。当面の処は第1段階の政治折衝を行なう「10か国蔵相代理会議と」加盟103か国の立場からこの問題を検討する「IMF理事会とが共同の目的に向かって協調してゆく手段を見出すことが望ましい」。また将来国際通貨会議を招集するのならば、IMF総務会こそその討議の場として最もふさわしい場所であるというのが彼の考え方である。彼が「国際流動性問題はIMFの仕事である(international liquidity is the business of the Fund)」と強調し、また「最も小さな国も最も大きな国も包含する広い基盤の上にIMFを創設した」プレトウッズ協定の精神を保持してゆくべきだと各加盟国に呼びかけたのは、彼のこの考え方を率直に表明したものであった。この国際流動性はIMFの仕事であるという考え方と、一方10か国蔵相代理会議とIMF理事会との協調(10か国蔵相会議声明にも同文が盛られた)の問題は、このシュバイツァー演説に続いた各国総務の演説にもしばしば引用されIMF総会の基調となったといえる。同専務理事は最終日の閉会

演説でも、再びこの2点を確認し、さらに①流動性は全加盟国の問題であること、②全加盟国の利益はIMFでの国際討議による調整が最も有効であること、③流動性問題の処理の大筋はIMFの枠内でとられるべきであること、の3点について加盟国の同意がみられることは喜ばしいと述べている。

#### (5) 今後の見通し

上記10か国蔵相会議の決定に従い、通貨改革論議は10か国グループの間では今後は従来の技術的検討の段階から政治折衝の段階へと局面が転回することになる。このための第1回蔵相代理会議は11月上旬パリで開催される予定であり、明年春には審議の状況および達成された合意の範囲について蔵相会議へ報告がなされる。また基本的合意が成立した後、第2段階では参加国を拡大して国際的審議が行なわれることになっている。このような今後の討議のタイムテーブルは一応米国の主張の線にそったもので、本問題についてのIMF理事会と10か国蔵相会議の協調の方針が確認されたことと共に、米国の金融外交の成功であるといえよう。事実フェウラー長官も記者会見で「通貨改革討議の開始」と「討議の過程における後進国の参加」という、米国の二大主張が完全に認められたと説明している。

もとより、蔵相代理会議で明春までに基礎的な合意が成立するという保証はない(蔵相代理会議の蔵相会議への報告は審議の状況のみでたる)。またその後のことについて欧州側は具体的なコミットを避けている。このため、今後10か国の間で基本線についての合意が成立し、第2段階にはいることができたとしても、これに続く第2段階が米国の意図するようなより多数国の参加する国際通貨会議への準備という段階にまで実質的に進み得るかどうかについては、いまのところ見通しは立てにくい。

しかしながら、反面今回のIMF総会で表明された多数国の意見は、①今後の国際通貨改革の必要を認め、②しかもそれは10か国によって推進されるにしても、なんらかの形でIMFを中心としたものであるべきだという点では、大勢的な意見一致がみられる。これらの点からみれば、今後欧州諸国としても、なんらかの形でIMFを中心とする通貨会議開催の方向に譲歩せざるを得ないのではないかと思われる。もとより、これには米国の国際収支がこれまでの改善の基調を持続することが前提となろう。閉会に先立ちジョンソン大統領が、今後の国際収支対策について触れ、もし必要ならばあらゆる手段を講じて国際収支の節度を維持するとの決意を改めて明らかにしたが、その成果いかんが、今後の問題の発展を左右することになる。

#### 後進国開発援助の問題

後進国の経済開発が今や世界の当面する緊急問題化していることは、開会当日のウツズ世銀総裁の演説に如実に示された。

同総裁の演説中、おもな点は次のとおりである。

世銀加盟の低開発国約80か国のうち、半数近くにおいては1人当たり所得の増加率は1%以下であり、このまま推移すれば今世紀の終わりになってもまだ1人当たり年間所得は170ドルに満たない計算になる。これは容認できない低水準である。これらの国の人々の生活水準を一応の線まで達せしめるためには富める国も貧しい国も大幅に努力する必要がある。

もとより後進国側にも資金の導入方法や利用方法について改善すべき点は多々ある。しかしながら、先進国側としては次のような事実に注目してほしい。

(1) 商品価格の大幅な変動により、後進諸国の輸出はつねに不安定となっていること。

(2) 先進国よりの後進国向け資本流出額はここ数年微増しているにすぎず、貸付条件も緩和していないこと。

(3) この間後進国の債務残高は330億ドルにも達している。その債務負担は年間輸出額の10%余り、あるいは資本流入総額の約半分にも達しており、更に増大していること(このまま推移すれば近い将来に債務支払額が資本流入額を上回るようになる惧れもあること)。

このような事情の下では、先進国が後進国に融資の条件を緩和し、大規模かつ急速な援助を行なわれぬ限り、後進国に不平、不安、緊張が生じ、世界的な混乱に至る可能性なしとしない。

世銀としてはその投資対象を従来の公共投資から農業、教育にも広げており、また助言、技術援助も強化している。

また私的国際投資助長のためIFCの世銀よりの借入限度増大をはかっており、投資の環境を改善するため投資紛争処理のための協定成立にも協力している。さらに私的国際投資に伴う経済的危険を多角的に保証する制度を研究中である。後進国に対するsoft loan増大に必要なIDAの資金強化については、当面世銀の純益中75百万ドルをIDAに移し、また明年IDAの資本を増大するため検討にはிரいたい(ともに総務会で可決された)。

なお、後進国援助のためconsortiumおよびconsultative groupを拡大強化したい。

上記のようなウツズ総裁演説は一般に好感をもって受け取られ後進国はもとより、先進国もまたこれを支持した。もっとも、先進国の中でも、たとえば米国は国際収支の黒字国が後進国援助の負担をもっと引き受けるべきであると強調し、またイタリアは自ら南部未開発地域を開発しなければならぬので開発資金のlenderであると同時にborrowerともなる特殊の立場を述べたあと、後進

国援助も多角的サーベイランスの精神で行なうことを主張するなど、若干のニュアンスの違いが見られた。またフランスは前述のように新準備資金創出の検討と並行的に一次産品輸出国に対する経済援助の方法を検討することを主張したが、これは従来から国際通貨改革論議に後進国を除外しようとするフランスの態度に不満を持っていた後進国をなだめようという意図に出た政治的発言であるにしても、注目されることである。

### その他

その他、補償融資制度 (compensatory financing) の強化、IMFの貸付規制の緩和、IMFと世銀との協調密接化などについて主として後進国より強い要望が行なわれた。

## 中共の農業問題

中共の農業生産は1959年以降3年にわたり大幅な減産となったが、1962年から立ち直り始め、昨年は過去のピークである1958年には及ばなかったものの比較的豊作といわれた1957年の水準にはほぼ回復するに至った。

ところで、中共経済における農業のウエイトはきわめて高く、国民所得の半ばは農業からもたらされ、また全工業生産の4割、軽工業生産の8割が農業原料に依存し、輸出額の7割は農産品、同加工品によって占められるといわれている。したがって3年連続した農業減産の中共経済に与えた打撃はまことに深刻なものがあり、ために第2次5ヵ年計画も中途にして事実上放棄され、またその後における回復が遅々としているため第3次5ヵ年計画の開始も当初予定より3年も延引されるに至ったのである。

以下、中共経済にとりこうした重要性をもつ農業問題について、近年における生産ならびに政策

の推移を中心として概観することとしたい。

### 農業生産の推移

中共の農業生産は建国以来おおむね順調な発展をたどり、とくに1958年には史上最高の豊作を記録するに至った。すなわち、公式発表によれば、同年の農業生産は前年より25%の激増(1953～57年の平均伸び率4.5%)となり、とくに食糧生産は35%もふえて250百万トン(前年185百万トン)に達したとされている。もっとも、いかに気象条件に恵まれたとはいえ、こうした高度の伸びが近代化の遅れた同国農業の現況をもってして達成可能であるかどうか客観的にみても疑わしく(とくに前年が平年作を上回る豊作であったこと、耕作面積がわずかに減少したこともあり)、西方専門家筋は当時から同年の伸び率を10%程度とみ、食糧生産も200百万トンないし210百万トン見当と推定していた。しかし、いずれにせよこの年が大幅な増産であったことを否定するものはなかった。

ところが、これを境に同国の農業生産は急角度に減少しはじめ、同国経済を未曾有の試練に曝すこととなったのである。政府が計数の発表を中止してしまったため、その後の推移は正確には把握しづらいが、1959年から1961年にかけて、農業生産が大幅な減少をみたことは同国政府も認めることであり、ボトムとなった1960年には食糧生産は150百万トン<sup>(注)</sup>にまで低下したといわれている。すなわち、食糧が1958年のピークに比べ25%ないし30%の減産となったわけであり、農業全体においても少なくとも同程度の激減(同国では凶作の翌年には他の作物が食糧に転換されるのが常である)をみたものと察せられる。したがって、深刻な食糧不足を現出、経済危機に陥ったのも当然といえよう。

(注) 1961年夏訪中した英国のモンゴメリー元帥がその旅行記において、毛沢東主席からの伝聞として発表した数字。